

さいたま市島町西部土地区画整理事業

島西組合より第2号

まちづくりだより

＝自慢のふるさとづくりに向けて＝

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
住所 さいたま市見沼区島町460番地1
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

さいたま市島町西部土地区画整理組合事務所を開設しました



所在は定款記載のとおり、島町460番地1
(下記案内図参照)となります。

また、去る5月8日、事務所落成式を執り行
ない、事業の早期完成を祈念いたしました。

なお、連絡先などは右記のとおりです。

電話番号 048-688-8850

FAX 048-681-5011

Eメール kumiai@shimachoseibu.org

時間 午前9時より午後5時まで

事務所へご来所の際は、事前にお問い合わせ
いただきますようお願いいたします。



土地の立ち入りについてのお知らせ

当組合では事業に伴う土地の調査や測量のため、土地区画整理法第72条による土地立ち入り認可をさいたま市に対して申請し、4月21日に認可を受けました。

本事業の施行期間中、個人の土地へ立ち入る際は、一声お掛けし立ち入らせていただきます。

しかし、ご不在の場合やむを得ず、断りなく立ち入らせていただく場合がございますが、何卒、ご理解下さいますようお願いいたします。

なお、組合より委託されている者は、理事長名で発行した「身分証明書」（右見本参照）を必ず携帯しておりますので、ご不審の際は提示をお求めください。

組合は関係する皆様に対し、身分証明書等を

持たずに組合名を名乗り、調査等を行うことはありませんので、組合名を名乗る不審者が伺いましたら、組合までご一報ください。

島西部区組発 第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 名	見沼株式会社
氏 名	島西 太郎
職 名	
上記の者は、土地区画整理法第72条の規定により、測量及び調査のため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証明する。	
交付年月日	平成 年 月 日
有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
発 行 者 住 所	さいたま市見沼区島町460番地1 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
理事長 の印	

今後の予定

平成22年5月中旬：組合業務開始

平成22年5月下旬：街区確定計算測量開始

平成22年6月中旬：総代選挙

測量等の土地の立ち入りは、日の出から日没までを基本とします。

事業に係る用語解説：用途地域と建築形態規制（建ぺい率と容積率）

用途地域【ようとちいき】

都市において住居、商業、工業など種類の異なる土地利用が混在すると、互いに生活環境と業務の利便のなかで支障をきたし合います。

そこで、それぞれの土地利用にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、都市のなかを区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態などを定めるのが用途地域です。なお、本地区には、「第1種住居地域」並びに「第1種中高層住居専用地域」が設定されています。

建ぺい率【けんぺいりつ】

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のことです。100㎡の土地に対し、50㎡の建築面積の場合、建ぺい率は50%となります。

容積率【ようせきりつ】

建築物の各階の床面積の合計（延べ面積）の敷地面積に対する割合のことです。100㎡の土地に対し、各階50㎡の2階建て建築物（ $50 \times 2 = 100$ ）は容積率100%となります。

～編集後記～

組合設立より約3カ月が経過し、これまでも、各種問い合わせ等を頂きましたが、事務局が完成していない状態での対応が難しいこともあり、皆様にお待ちいただいております。

大変ご不便をおかけいたしました。今後は事務局を拠点とし、随時対応いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局